

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 業務実施細則  
(車両導入事業)

制定：令和4年3月30日

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（車両導入事業）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程（車両導入事業）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。

(用語)

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(補助金交付額)

第3条 交付規程第5条第1項に規定する銘柄ごとにセンターが定める補助金交付額は、別表1の通りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に定める補助金交付申請書の提出期限は、令和5年3月1日（必着）とする。

- 2 交付規程別表3の申請要件③に規定するセンターが別に定める申請車両の初度登録の期間は、令和3年11月26日から令和5年2月17日までとする。また、個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。ただし、売買契約の方式を要因とする代金の支払い事務手続に要する期間等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において告知した場合には、その告知した補助金交付申請書の提出期限とする。
- 3 交付規程別表3の申請要件⑧に規定する自動車を販売する業を主として営む者とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。
  - 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売（新車販売に係るもの）に係る売上の比率が15%超である者
  - 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台超である者
  - 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める者
- 4 交付規程別表3の申請要件⑩に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、申請者（リース車にあつては使用者）が個人の場合とする。
- 5 交付規程別表3の申請要件⑩に規定するセンターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、J-グリーン・リンケージ倶楽部とする。
- 6 交付規程別表4に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。
- 7 交付規程第6条第2項第四号に規定するセンターが別に定める補助金は、「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 センターは、第3条第1項で規定する銘柄ごとの補助金交付額の算定を以下の第2、第3項各項に掲げる方法で行う。

- 2 車両の製造事業者から補助対象車両として申請のあった銘柄は、別表2の補助金交付額の算定のための条件を満たすものであること。
- 3 当該銘柄の補助金交付額は、交付規程別表1に定める方法で求めた補助金交付額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(計画変更の承認等)

- 第7条 センターは、交付規程第7条第1項に規定するところの交付申請に係る事項の修正、同条第2項に規定するところの条件の付加、第9条に規定するところの計画変更の承認及びその他の理由により、当初の申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 センターは、交付規程第9条に規定するところの計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第8条 交付規程第13条第3項に規定する管理規程を別表5のとおり定める。

(取得財産等の処分制限等)

- 第9条 交付規程第14条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。
- 2 交付規程第14条第3項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用が増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・06・10会計課第5号）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第十に基づく定率法で算出する。
- ただし、別表7に掲げるものにあつては、その取得財産等の処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納を求めないものとする。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第10条 交付規程第17条第2項に規定するところの交付申請の受付中止に関係して必要な事項を次の各項に定める。
- 2 センターは、交付申請の受付中止に関し、予め定めた日をもって中止する方法又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって中止する方法のいずれかを決定し告知する。
- 3 センターは、交付申請の受付を中止する旨を告知した時は、当該告知日からホームページ等で定期的に予算消化状況を公表する。
- 4 センターは、予め定めた日又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって交付申請の受付を終了し、ホームページ上で交付申請の受付を終了したことを告知する。
- 5 センターは、予め定めた日又は予算超過日の前日までにセンターに到着した交付申請を審査対象とし、それ以降にセンターに到着した交付申請は全て無効として扱う。

(審査委員会)

- 第11条 センターは、クリーンエネルギー自動車等に関連する分野に精通しかつ中立的な立場の団体の所属者及び学識経験者による審査委員会を組織し、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車の審査及び補助金交付額の決定、その他、補助金の交付に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経て決定する。

(様式)

- 第12条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式17のとおりとする。

(附則)

1. この業務実施細則は、令和4年3月30日から施行する。

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額

(別途) 補助対象となる銘柄、補助金交付額等に変更のあるつど更新し、センターのホームページにて告知する

(別表2) 補助金交付額の算定のための条件

1. クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたもの

クリーンエネルギー自動車の区分	補助金交付額の算定のための条件
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く)	①搭載された蓄電池が鉛電池以外で、総電力量が明確であること。 ②「搭載された電池の性能保証」が設定されていること。
プラグインハイブリッド自動車	
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)	①当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。 ②ベース車両とクリーンエネルギー自動車との車両本体価格の差について、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備の価格差の調整が適正であること。 ③当該クリーンエネルギー自動車とベース車両との差額が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。

2. 既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの

(当条件の適用対象となるクリーンエネルギー自動車は、電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)に限る)

改造に要した費用として計上されている費用項目が適切であり、費用の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。

【費用項目】

- ・部品費  
燃料電池・関連機器、その他改造に必要な部品等
- ・工事費  
車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、その他改造に必要な工事費
- ・設計費  
設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの)
- ・検査費  
必要な性能試験及び所定の検査費
- ・諸費用  
改造に必要不可欠な手続等に要する費用

3. 一充電走行距離及びEV走行換算距離のWLTCモード見合いへの換算

	元モード値	WLTCモード見合いへの換算方式
一充電走行距離	JC08モード値	JC08モード値×0.8
	NEDCモード値	NEDCモード値×0.8
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)
EV走行換算距離	JC08モード値	JC08モード値×0.95
	NEDCモード値	NEDCモード値×0.95
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)

4. 交流電力量消費率(Wh/km)及び電力量消費率(km/kWh)のWLTCモード見合いへの換算

	元モード値	WLTCモード見合いへの換算方式
交流電力量消費率	JC08モード値	JC08モード値×1.3

電力量消費率	NEDC モード値	NEDC モード値×1.3
	EU-WLTP モード値	換算せず (カタログ値のまま)
	JC08 モード値	JC08 モード値×0.95
	NEDC モード値	NEDC モード値×0.95
	EU-WLTP モード値	換算せず (カタログ値のまま)

(別表3) 補助金交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>①リース車両にあつては次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース料金算定根拠明細書 記載するリース料金は、補助金相当額がリース料金に反映されたものであること</li> </ul> <p>②法人等による申請又はリースにおいて、自動車検査証上の使用者が当該車両のリースを受ける法人等の役員若しくは従業員等である場合にあつては次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書</li> <li>・法人等と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類</li> </ul> <p>③申請車両に関し、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の要件を維持するために所有者と使用者が一致しない状態となっている場合にあつては次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免制度の適用を受けていることが確認できる書類</li> <li>・所有者と使用者の生計同一が確認できる書類</li> </ul> <p>④型式が不明である車両にあつては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一であることを証する書面</p> <p>⑤その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>
--

(別表4) 利益等排除の方法

<p>補助金交付申請者が補助対象車両の製造事業者(製造事業者が海外法人である場合にあつては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)である場合等においては、その補助対象車両には、補助金交付額の算定のもととなる補助対象経費の中に、補助金交付申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。</p> <p>その方法は原則以下のとおりとする。</p> <p>1. 利益等排除の対象</p> <p>補助金交付申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、同じ。)が製造事業者である場合、利益等排除の対象とする。</p> <p>2. 利益等排除の方法</p> <p>通常の補助金交付額に対して、車両本体価格に対する製造原価(注)の比率をもって利益相当額の排除を行う。</p> <p>(注)「製造原価」については、その根拠となる資料の提出を行うものとする。</p>
--

(別表5) 取得財産等の管理規程

<p>取得財産等の管理規程</p>
<p>1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って使用しなければならない。</p> <p>2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。</p> <p>取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない</p>

い。

3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分（譲渡、交換、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為）してはならない。  
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、業務実施細則に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、業務実施細則に定められた処分制限期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。  
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両（注1）		貸自動車業用車両（注2）	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。 (除く側車付二輪自動車) (注3)	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。(除く側車付二輪自動車) (注3)	3年

(注1) 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

(注2) 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

(注3) 超小型モビリティは軽自動車の処分制限期間を適用する

(別表7) 取得財産等の処分のうち補助金の返納を求めないもの

1. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合及び使用不能になり廃棄処分した場合
2. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
3. 取得財産等が道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。
4. その他センターが特に認める場合